

上・下水道使用料等の消費税率改定にかかる基本的な考え方について

平成31年（2019年）10月1日から、消費税率（地方消費税を含む）が8%から10%に改定されることに伴い、本市の上・下水道使用料等にかかる消費税について、下記の通り取り扱いたいと考えております。

記

1. 消費税（地方消費税を含む）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であることから、改定後の消費税率の転嫁にあたっては、円滑かつ適正な実施が図れるよう対処したいと考えます。
2. 本市の上・下水道使用料等について、現行8%の消費税分を10%に改定するための条例議案を平成31年3月定例会に提出したいと考えます。
3. 市民の皆様を始め使用者の皆様等へは、ホームページ、市政だより、上・下水道使用量のお知らせなど、様々な手法を用いて改定の周知を図りたいと考えます。